

飯塚市農業経営改善計画認定要領

令和3年5月25日

飯塚市告示第159号

第1 趣旨

この告示は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条及び第13条に規定する農業経営改善計画(以下「計画」という。)の認定及び変更等について、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)、農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「要綱」という。)及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)に定めるもののほか、市が行う認定において必要な事項を定めるものとする。

第2 計画の認定要件

- (1) 計画が本市の基本構想に照らして適切なものであること。
- (2) 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第3 認定の申請

- (1) 法第12条第1項の規定により計画の認定を受けようとする農業者(以下「申請者」という。)は、農業経営改善計画認定申請書(以下「申請書」という。)及び個人情報の取扱いに関する同意書を市長に提出するものとする。
- (2) 申請者は、申請書の受理日から認定まで約2月間を要することを踏まえて、自身の経営改善計画に支障がないように申請を行わなければならない。
- (3) 申請者は、必要に応じて、福岡県飯塚普及指導センター(以下「普及所」という。)及び福岡嘉穂農業協同組合(以下「JA」という。)等の協力を得て、申請書を作成するものとする。
- (4) 市長は、申請書が提出された際、不備等があった場合は、修正指示とともに申請者に返送する等、必要な措置を講ずるものとする。なお、申請書の受理日は全ての書類が不備なく揃った日とする。
- (5) 市長は、申請書の内容確認後、飯塚市がんばる農業応援協議会(以下「協議会」という。)に諮問する。

第4 諮問

- (1) 市長は、申請書を受理した場合、諮問書及び当該認定に係る計画の写しを協議会へ送付し、諮問する。

- (2) 協議会は、第2に定める認定要件に則して適当か否かを判断し、答申書により市長に答申するものとする。この際、認定が適当でない旨の意見を述べる場合は、その理由を併せて示すこととする。

第5 認定の判断

- (1) 市長は、第2に定める認定要件と協議会の意見をもとに認定又は認定申請の却下を行うものとする。
- (2) 市長は、協議会から認定が適当でない旨の意見が提出された場合は、その理由をもとに、申請者と調整を行うものとする。その結果、市長が協議会と異なる判断を決定した場合には、協議会に具体的な理由を付して通知するものとする。
- (3) 市長は、申請書の受理日から2月を経過する日までに認定の可否の判断を行うものとする。ただし、協議会の諮問、事務処理手続き等に時間を要する場合は、この限りでない。
- (4) 市長は、認定の判断を行うにあたり、必要に応じて、農業者、税理士、中小企業診断士その他の専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。

第6 認定又は認定却下の通知

- (1) 市長は、計画が適当であると判断したときは、申請者に農業経営改善計画認定書を交付する。
- (2) 市長は、計画が適当でないとして判断したときは、当該申請者に却下の具体的な理由を付して、農業経営改善計画認定却下通知により通知する。

第7 計画の変更

- (1) 第6(1)の規定による認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)が、法第13条第2項に規定する取消事由に該当する場合又は経営面積の増減や作目等の変更追加等の計画内容を大幅に変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請しなければならない。この場合において、計画の変更に係る申請書については、申請書を準用するものとする。
- (2) 計画変更の認定に係る事務手続きについては、第4から第6までの規定を準用する。

第8 認定農業者の経営改善に係る支援

市長は、認定農業者から要請があったときは、普及所及びJA等と連携して、経営改善に必要な支援を行うものとする。

第9 認定の取消し

- (1) 市長は、要綱第5第6項第1号に定める認定の取消事由に該当するに至った場合又は該当するおそれがある場合は、是正指導又は助言(以下「指導等」という。)に努めるものとする。市長の指導等にもかかわらず、認定取消事由に該当する状態が長期にわたって続き、改善が見られないときは、法第13条第2項に基づき、協議会に計画の認定取消しに係る諮問を行うものとする。
- (2) 協議会は、認定要件に則して認定の取消しが適当か否かを判断し、法第13条第2項に基づき、市長に意見を述べるものとする。
- (3) 市長は、協議会の意見をもとに、認定の取消しが適当と判断される場合、当該認定農業者に認定の取消しとそれに係る聴聞を行うことを通知する。なお、認定の取消しは行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分に該当するため、諮問及びその手続きは、飯塚市行政手続条例(平成18年条例第12号)に則して行うこととする。
- (4) 市長は、聴聞による報告を十分に参酌の上、認定の取消しが相当と判断した場合には、認定の取消しを決定し、農業経営改善計画の取消通知により、当該認定農業者に認定の取消しを通知する。その際、市は、認定を取り消した者が、融資機関等に当該計画の達成に必要な資金を借り入れていた場合、認定を取り消した者に、融資機関等に当該借入金に係る経営改善計画の認定が取り消されたことを報告するよう通知する。

第10 再認定

- (1) 引き続き認定を希望する認定農業者は、認定満了月の3月前までに申請書を再度市長に提出するよう努めるものとする。
- (2) 計画の再認定に係る事務手続きについては、第4から第6までの規定を準用する。

第11 補則

この告示に定めるもののほか、様式等必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。